

新潟市亀田駅前地域交流センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年 10月 10日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第 57号

新潟市亀田駅前地域交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市亀田駅前地域交流センター条例施行規則（平成19年新潟市規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第8条関係）

区分	種類	単位	利用区分	使用料の額（円）
多目的ルーム	放送設備	1式	1回	210
各室共通	可搬式プロジェクター	1式	1回	560

別表備考4の次に次のように加える。

- 5 使用料に10円未満の端数金額がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の新潟市亀田駅前地域交流センター条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新規則の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

- 3 施行日前に、施行日以後の附属設備の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新規則に規定する額とする。